令和３年

第 12 回 大 磯 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

日　時　令和３年１１月２５日　午後１時３０分から
場　所　大磯町役場　本庁舎４階　第２委員会室

１　出席委員

１番　安　池　雅　美	９番　鈴　木　洋　有
２番　青　木　貞　治	１０番　吉　川　正
３番　二　宮　賢　一	１１番　添　田　政　夫
５番　古　正　輝　子	１２番　加　藤　正　和
６番　平　原　則　子	１３番　柳　田　孝
７番　竹　内　欣　也	１５番　近　藤　剛　司
８番　石　井　雅　浩	１６番　戸　塚　昭　雄

２　欠席委員

なし

３　遅刻委員

なし

４　農地利用最適化推進委員出席者（意見を述べることはできますが議決権はありません）

西　方　敬　　吉　川　京　男　　柏　木　博　　松　本　常　男

５　出席した書記

事務局長　　久保田　徳人
書　　記　　井田　亜沙子

６　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第 38 号　農地法第３条の規定による許可申請について
報告第１号　農地法第３条の３の規定による受理通知書について
報告第２号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

議長　ただ今の出席委員は１４名で、定足数に達しておりますので令和３年第１２回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長　次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、８番石井雅浩委員と９番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長　それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長　ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長　それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第３８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第３８号「農地法第３条の規定による許可申請について」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局　　《議案第３８号１番を朗読・説明》

書記　議案第３８号１番につきましては、農地の所有権移転に関するものです。当該農地はJR東海道本線沿いの農振農用地の畑１筆で、１反にも満たない農地を５名の非農家が相続したため耕作放棄地となり現在に至っています。譲受人の方は当該農地に隣接している農地を所有する専業農家で、当該農地を購入することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

　なお、１１月１１日に西小磯地区担当の添田委員と事務局で現地確認を行っています。

議長　ありがとうございました。議案第３８号１番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番委員（添田）　１１番の添田です。議案第３８号１番の農地について、１１月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は相続後に耕作放棄されたことで現在は竹藪となっています。譲受人の方は地元の専業農家なので、当該農地を譲り受けることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

それでは、議案第３８号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第３８号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第３８号１番は原案とおり決定いたしました。

議長　次に、報告第１号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第１号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」については、議案書２ページの３件でございます。

事務局　《報告第１号１番から３番を朗読》

書記　報告第１号１番から３番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第１号１番から３番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第１号を終わります。

議長　次に報告第２号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」について、

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第２号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書３ページの３件でございます。場所につきましては総会資料の２ページから４ページをご覧ください。

事務局　《報告第２号１番から３番を朗読》

書記　報告第２号１番から３番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第２号１番から３番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員　３番は転用目的が駐車場となっていますが、隣接する駐車場の出入口に影響がでませんか。隣接駐車場との関係はどうなっていますか。

書記　譲受人は隣接する駐車場の所有者と同一で、今回の取得地と一体として使用するため問題はありません。

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第３号を終わります。

議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員　農業委員会と町長との懇話会を年２回ほど開催できるようにしたいのですが、皆さんの意見を聞きたい。

委員　目的もなく定期的に開催するのはいかがなものでしょうか。

委員　町長に意見や要望があるなら書面で提出すればいいのではないか。

委員　そういう手続きの流れはどうなっていますか。

書記　町長部局と農業委員会は独立した組織ですので、まず、意見や要望などの提案事項について農業委員会総会に諮り、採決の上、意見書または要望書という形で会長名で町長に提出することになります。

委員　緊急時でなければ必要な時にそういった手続きを経て町長に出して、町長が農業委員会に直接意見を聞きたいというなら、そういう場を設けたらよろしいのではないか。

議長　意見がいろいろ出されていますが、委員の手上げで採決を行いたいと思います。開催することに賛成する委員は挙手をお願いします。

《挙手１名》

議長　反対多数ですので、提案は否決となりました。

議長　他にございませんか。よろしいですか。それでは以上をもちまして令和３年第１２回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時４分）